

事業者の  
みなさま!

# 消費税

転嫁拒否

しょうひぜいてんかきょひ

## セルフチェック

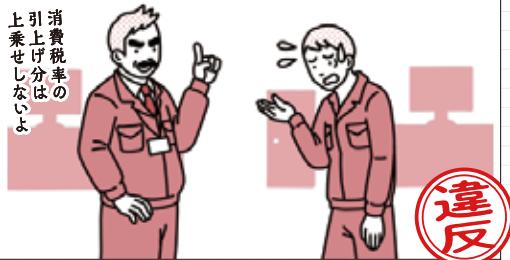


今年10月の消費税率引上げに伴い、  
消費税の転嫁拒否行為への注意が必要です。

以下は懸念される違反行為の事例です。

セルフチェックで、消費税の転嫁対策をはじめましょう。

消費税率引上げ後も税込価格を据え置いた。



消費税率の引上げ分を差し引いて支払った。



消費税率引上げに伴い安売りセールを実施するため、仕入価格を据え置いた。



販売する食品の税率は8%のままなので10%適用商品の仕入価格を据え置いた。



平成25年10月から平成31年3月末までの5年半の間で、消費税転嫁拒否行為に対する

**指導・勧告件数は、累計4,710件にも上ります。**

税率が引き上げられる今だからこそ、改めてご自身の業務をご確認ください。

**消費税の転嫁拒否は、法律違反**

消費税率の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。  
公正取引委員会では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を実施。

違反行為が認められた場合は、指導・勧告を行います。



書面調査にご協力を!

秘密  
厳守

消費税転嫁拒否行為を受けたら、すぐ相談 消費税転嫁対策窓口  
Tel. 098-866-0034

情報提供者

案内

https://www.jftc.go.jp/enkataisaku/uketukemadogutu.html



公正取引委員会  
Japan Fair Trade Commission



沖縄総合事務局